

役員報酬規定

(目的)

第一条 この規定は、社会福祉法人ゆたか会が理事会や評議員会及び監事監査を開催する場合に支給する報酬等に関し基準を定め、業務の円滑な運営に資するとともに経費の適切な支出を図ることを目的とする。

(報酬の内容)

第二条 この規定に定める報酬の内容は、交通費及び日当とする。

(対象)

第三条 この規定を適用する対象は、理事、監事、評議員とする。

(報酬の額)

第四条 理事会や評議員会及び監事監査に出席した理事、監事及び評議員については報酬として1日につき、11,137円を支給する

第五条 報酬の総額は年50万円とする。

(支給の方法)

第六条 報酬の支給方法は、理事会や評議員会及び監事監査の当日、現金により支給するものとする。

付則

(1) この規定は、平成29年4月1日より実施する。

(2) この規定の変更は、評議員会の決議により行うものとする